

があつた日から三月とする。ただし、議定書に基づく規則第五五規則の(二)(1)の規定により手続をしたときは、当該日から五月とす  
る。

（商標登録令施行規則の一部改正）  
**三条** 商標登録令施行規則（昭和三十五年）  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の  
規定の傍線を付した部分のよう改める。

規則第五規則の(二)(1)の規定により手続をしたときは、当該日から五月とする。

別表第三（第六条、第七条関係）  
第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第七条の起算日は当該官署の区分に応じて、当該各号に定める日とする。  
一、三、（略）  
(削る)

別表第三（第六条、第七条関係）  
第六条の官署は次の各号に掲げる官署と  
し、第七条の起算日は当該官署の区分に応じ  
当該各号に定める日とする。

この省令は、令和元年十月一日から施行する。  
一日から施行する。

○ 総務省告示第百六十九号  
地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百七十三号（平成二十一年度地方債同意等基準を公表する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年十月一日

総務大臣 高市 早苗

改 正 後	改 正 前
第二 協議団体に係る同意基準 〔一 略〕	第二 協議団体に係る同意基準 〔一 同左〕
二 協議に当たつての事業区分 1 通常取支分 地方債(通常取支分)の協議に当たつては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする(ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。)。 (+) 一般会計債	二 協議に当たつての事業区分 1 通常取支分 地方債(通常取支分)の協議に当たつては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする(ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。)。 (+) 一般会計債
〔1〕～〔9〕 略 〔10〕 調整 調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。 ア 地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業に係る通常の地方債に加え、国庫補助	〔1〕～〔9〕 同左 〔10〕 調整 調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。 ア 地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業に係る通常の地方債に加え、国庫補助

**第五条** 紿去法第十一條の六第一項の人事院規則で定める移転は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第八条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく官署の移転及び当該官署の移転と一体的に行われるものと認められる官署の移転とする。

**第五条** 給与法第十一條の六第一項の人事院規則で定める移転は、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第四条に規定する移転基本方針又はまち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第八条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく官署の移転及び当該官署の移転と一体的に行われるものと認められる官署の移転とする。

一般会計債  
1)～(9) 暫]  
調整  
調整については、次に掲げる額  
を対象とするものとする。  
ア 地方公共団体が行う公共施設  
又は公用施設の整備事業に係る  
通常の地方債に加え、国庫補助

1)～(9) 同左】  
一般会計債  
調整  
調整についても、次に掲げる額  
を対象とするものとする。  
ア 地方公共団体が行う公共施設  
又は公用施設の整備事業に係る  
通常の地方債に加え、国庫補助